

新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>省 略 用 語 例</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(削 除)</p> <p>.....</p> <p>(削 除)</p> <p>.....</p> <p>措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の金額の計算)</p> <p>37の10-3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 所得税法第71条《雑損失の繰越控除》第1項に規定する雑損失の金額(37の10-4 において「雑損失の金額」という。)がある場合には、.....</p> <p>Ⓜ 上記(1)から(3)までの計算に当たっては、.....</p>	<p>省 略 用 語 例</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p><u>特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例</u>.....<u>措法第37条の13の3第1項に規定 する特例をいう。</u></p> <p>.....</p> <p><u>特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税</u>.....<u>措法第37条の14第1項に規定する 特例をいう。</u></p> <p>措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の金額の計算)</p> <p>37の10-3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 「<u>特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例</u>」の適用を受ける場合には、当該 <u>特例を適用する。</u></p> <p>(5)</p> <p>(6) 所得税法第71条《雑損失の繰越控除》第1項に規定する雑損失の金額がある場合 には、.....</p> <p>Ⓜ 上記(1)から(4)までの計算に当たっては、.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>① 「上場」 措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡に該当するもの</p> <p>② 「未公開」 上記①以外の株式等の譲渡に該当するもの</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合) 37の10-25</p> <p>(1) ④ ④</p> <p>(2)</p> <p>③ <u>法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割に係る分割法人が措置法第37条の10第3項第2号に規定する法人の分割に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の10第3項第2号の規定の適用については、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。</u></p>	<p>① 「公開等」 <u>「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用がある株式等の譲渡に該当するもの</u></p> <p>② 「上場」 措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡 <u>(上記①に該当するものを除く。)</u> に該当するもの</p> <p>③ 「未公開」 上記①及び②以外の株式等の譲渡に該当するもの</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合) 37の10-25</p> <p>(1) ④ ④</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p>37の10-26</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>⑥、次により計算した割合（資本の払戻し等を行った法人の当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額（以下この項において「<u>直前資本金額等</u>」という。）が零以下である場合には零と、<u>直前資本金額等</u>が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合又は<u>直前資本金額等</u>が零を超え、かつ、<u>残余財産の全部の分配を行う場合</u>には1とし、.。</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(合計所得金額等の計算)</p> <p>37の10-28</p> <p>(1)。この場合の株式等に係る譲渡所得等の金額は、<u>「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」</u>を適用した後の金額による。</p> <p>(2)</p> <p>措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</p> <p>(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)</p> <p>37の11の2-1、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併、措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割又は同条第5項各号に規定する事由により取得した上場株式等（措置法第37条の14の2第1項から第3項までの規定の</p>	<p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p>37の10-26</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>⑥、次により計算した割合（資本の払戻し等を行った法人の当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、<u>当該直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額</u>が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、.。</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>.</p> <p>(合計所得金額等の計算)</p> <p>37の10-28</p> <p>(1)。この場合の株式等に係る譲渡所得等の金額は、<u>次の特例等を順次適用した後の金額による。</u></p> <p>① <u>「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」</u></p> <p>② <u>「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」</u></p> <p>(2)</p> <p>措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</p> <p>(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)</p> <p>37の11の2-1、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併、措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割又は同条第5項各号に規定する事由により取得した上場株式等（措置法第37条の14の2第1項から第3項までの規定の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>適用がある場合における外国合併親法人株式（同条第1項に規定する特定合併により取得した同項に規定する外国合併親法人株式をいう。）、外国分割承継親法人株式（措置法第37条の14の2第2項に規定する特定分割型分割により取得した同項に規定する外国分割承継親法人株式をいう。）又は外国株式交換完全支配親法人株式（措置法第37条の14の2第3項に規定する特定株式交換により取得した同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。）を除く。）は、・・・・・・・・。</p> <p>（平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等） 37の11の2-5 ・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(4) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(5) 措置法令第25条の10第5項第2号から第7号までに規定する「事由」により取得した上場株式等 ・・・・・・・・</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>（特定口座内保管上場株式等の譲渡による取得費等の額の計算） 37の11の3-1 2回以上にわたって取得した同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得の計算上、必要経費に算入する売上原価の額又は取得費の額（以下37の11の3-4までにおいて「取得費等の額」という。）の計算については、・・・・・・・・。</p>	<p>適用がある場合における外国合併親法人株式（同条第1項に規定する特定合併により取得した同項に規定する外国合併親法人株式をいう。<u>37の14-11</u>において同じ。）、外国分割承継親法人株式（措置法第37条の14の2第2項に規定する特定分割型分割により取得した同項に規定する外国分割承継親法人株式をいう。<u>37の14-11</u>において同じ。）又は外国株式交換完全支配親法人株式（措置法第37条の14の2第3項に規定する特定株式交換により取得した同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。<u>37の14-11</u>において同じ。）を除く。）は、・・・・・・・・。</p> <p>（平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等） 37の11の2-5 ・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(4) ・・・・・・・・ ・・・・・・・・</p> <p>(5) 措置法令第25条の10第5項第2号から第6号までに規定する「事由」により取得した上場株式等 ・・・・・・・・</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>（特定口座内保管上場株式等の譲渡による取得費等の額の計算） 37の11の3-1 2回以上にわたって取得した同一銘柄の特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得の計算上、必要経費に算入する売上原価の額又は取得費の額（以下37の11の3-3までにおいて「取得費等の額」という。）の計算については、・・・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の11の3-6 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、信用取引等(措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引又は発行日取引をいう。37の11の4-1において同じ。)に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、……。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例》関係</p> <p>(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限) 37の11の4-1 措置法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限は、その年最初の当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る決済が行われた日(以下この項において「決済日」という。)又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時となることに留意する。</p> <p>(注) 1 ……。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 ……。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合) 37の13-1 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」は、措置法第37条の13第1項に規定する特定株式(以下37の13-3までにおいて「特定株式」という。)を</p>	<p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の11の3-6 特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による雑所得等の金額の計算等については、……。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例》関係</p> <p>(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限) 37の11の4-1 措置法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限は、その年最初の当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る決済が行われた日(以下この項において「決済日」という。)又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等(措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引又は発行日取引をいう。以下この項において同じ。)につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時となることに留意する。</p> <p>(注) 1 ……。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 ……。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合) 37の13-1 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例」は、措置法第37条の13第1項に規定する特定株式(以下37の13の3-2までにおいて「特定株式」という。)</p>

改正後	改正前
<p>払込みにより取得した者に限り適用があるため、・・・・・・。</p> <p>なお、「特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例」及び「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」の規定の適用についても同様である。</p> <p>(控除対象額の控除の順序)</p> <p>37の13-4 控除対象額の控除は、措置法令第25条の12第2項に規定するところにより行うのであるが、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額が37の10-3の注書きに定める「上場」又は「未公開」の2つの譲渡区分に係る金額からなっている場合の当該控除対象額の控除は、「上場」に係る金額から先に行うのであるから留意する。</p> <p style="text-align: center;">(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>を払込みにより取得した者に限り適用があるため、・・・・・・。</p> <p>なお、「特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例」、「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」及び「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の規定の適用についても同様である。</p> <p>(控除対象額の控除の順序)</p> <p>37の13-4 控除対象額の控除は、措置法令第25条の12第2項に規定するところにより行うのであるが、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額が2以上の譲渡区分(37の10-3の注書きに定める「公開等」、「上場」又は「未公開」の区分をいう。)に係る金額からなっている場合の当該控除対象額の控除は、「公開等」に係る金額、「上場」に係る金額又は「未公開」に係る金額の順に行うのであるから留意する。</p> <p style="text-align: center;">措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(特例対象特定株式に該当するかどうかの判定)</p> <p>37の13の3-1 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用対象となる特定株式とは、居住者等が平成12年4月1日(同法第37条の13第1項第2号又は第3号に定める株式に該当する場合には平成16年4月1日とし、同項第4号に定める株式に該当する場合には平成17年4月1日とする。)から特定株式の譲渡(措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)をした日の3年前の日の前日(同日が平成21年4月1日以後の日であるときには、同年3月31日)までの期間内に払込みにより取得をした特定株式で、その譲渡の日においてその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が3年を超えるものをいう(以下この項において当該特定株式を「特例対象特定株式」という。)のであるが、居住者等が特例対象特定株式を有している場合において、当該居住者等がその有する同一銘柄株式(当該払込みにより取得した特定株式、払込み以外の方法により取得をした当該特定株式又は当該特定株式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないものをいう。この項において同じ。)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>のうちの一部を譲渡したときの当該譲渡した株式が特例対象特定株式に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>当該譲渡をした時の直前における特定残株数が、当該特例対象特定株式数を超える場合には、当該特定残株数は、当該超える数を当該特定残株数から控除した数とされ、この場合の当該控除した数に係る当該特定残株数は、当該特例対象特定株式に係るものとされること。</u></p> <p>(2) <u>当該譲渡をした時の直前における特定残株数が、当該特例対象特定株式数を超えない場合には、当該特定残株数は、当該特例対象特定株式に係るものとされること。</u></p> <p>措置法第37条の14《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p><u>(租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日)</u></p> <p>37の14-1 <u>措置法第37条の14第1項に規定する「租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日」とは、平成13年11月30日であるので、同項の規定の対象となる上場株式等の取得期間は、平成13年11月30日から平成14年12月31日までの期間（以下「取得期間」という。）であることに留意する。</u></p> <p><u>(非課税とする特定上場株式等の選択と所得計算上の取得費)</u></p> <p>37の14-2 <u>「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の規定を適用しようとする特定上場株式等の選択は、措置法令第25条の13の2第4項の規定により取得期間内に取得をしたものとされる特定上場株式等（措置法第37条の14第1項に規定する特定上場株式等をいう。以下同じ。）の取得対価の額に基づいて行うこととなるが、当該選択をした特定上場株式等と同一銘柄の上場株式等で当該選択をしなかったものがある場合において、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、当該選択をした特定上場株式等を含む同一銘柄の上場株式等について、所得税法令第105条第1項第1号に規定する総平均法又は同令第118条に規定する総平均法に準ずる方法により計算した金額によることに留意する。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	
<p>(廃 止)</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>定による改正前の証券取引法（37の14-14において「旧証券取引法」という。）第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいう。次項及び37の14-14において同じ。）への買付けの委託による購入又は証券業者からの購入に係るもので取得対価の額を証する書類が交付されるものに限られるので、証券業者以外の者との相対により購入した上場株式等は、同項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14-5 措置法第37条の14第1項に規定する「払込み」とは、同条第2項、措置法令第25条の13の2第2項第4号及び措置法規則第18条の15の4第3項の規定により、証券業者が取り扱う上場株式等の発行に係る募集に応じて行う払込み、登録金融機関が取り扱う上場株式等の発行に係る募集に応じて行う払込み、投資信託委託業者（証券取引法等改正法第5条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（37の14-14において「旧投資信託法」という。）第2条第18項に規定する投資信託委託業者をいう。37の14-14において同じ。）が自ら設定した特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の受益権の発行に係る募集に応じて行う払込み又は上場株式等の発行につき銀行又は信託会社はその払い込まれるべき額の全部の払込みを取り扱うこととされている場合の当該発行に係る払込みで、取得対価の額を証する書類が交付されるものに限られるが、措置法令第25条の13の2第2項第1号から第3号までの規定により、次に掲げる取得に係るものは除かれることに留意する</p> <p>(1) 措置法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等を同項本文の規定の適用を受けて行使することによる当該特定新株予約権等に係る上場株式等の取得</p> <p>(2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法第280条ノ2の規定による新株の発行（同条第2項の規定の適用を受ける場合に限る。）がされた場合における当該発行に係る払込みによる上場株式等の取得</p> <p>(3) 株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額で上場株式等の発行がされた場合における当該発行に係る払込みによる上場株式等の取得</p> <p>(新株予約権付社債のその新株予約権の行使による取得の範囲)</p> <p>37の14-6 措置法令第25条の13の2第3項の規定により、「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の規定の対象となる「取得」に含まれる新株予約権付社債のその新</p>
<p>(廃 止)</p>	

改正後	改正前
	<p>株予約権の行使及び転換社債のその転換権の行使による上場株式等の取得は、措置法規則第18条の15の4第3項第3号の規定により、新株予約権付社債等の取得、保管及び新株予約権の行使の全部を同一の証券業者が行った場合に限られることに留意する。</p>
(廃止)	<p>(非課税とする譲渡の選択) 37の14-7 「特定上場株式等非課税適用選択申告書」における特定上場株式等の選択は、措置法令第25条の13の2第4項の規定により取得期間内に取得をしたものとされる特定上場株式等の譲渡であれば、その取得の順序にかかわらず、取得対価の額が非課税適用購入限度額に達するまでの範囲内で、選択することができるので、例えば、取得対価の額の低いものから先に選択することができることに留意する。</p>
(廃止)	<p>(1株に満たない株式等の非課税選択) 37の14-8 「特定上場株式等非課税適用選択申告書」における特定上場株式等の選択は、原則として、1株(口)単位による。ただし、次に掲げる場合には、1株(口)に満たない特定上場株式等について、選択して差し支えない。 (1) その1株を選択することにより非課税適用購入限度額(1,000万円)を超えることとなる場合 (2) 従業員持株会(民法上の組合形態のものに限る。)等の積立型累積投資により取得している場合</p>
(廃止)	<p>(譲渡損失の生じているものを非課税選択した場合の選択替え等) 37の14-9 「特定上場株式等非課税適用選択申告書」における特定上場株式等の選択は、当該選択に係る特定上場株式等の譲渡に譲渡損失が生じている場合においても、当該選択を変更することはできないことに留意する。この場合、当該選択に係る特定上場株式等の譲渡による損失の金額は、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても差し支えない。 なお、当該損失の金額を控除してないときには、次により当該損失の金額を控除することができる。 (1) 既に申告書を提出している場合 通則法第23条第1項による更正の請求 (2) 申告書を提出していない場合 当該損失の金額を控除する旨を記載した申告書の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>提出</p> <p>(「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を重ねて提出できる場合における追加選択)</p> <p>37の14-10 「特定上場株式等非課税適用申告書」により選択をした上場株式等が特定上場株式等に該当しないものであった場合又は特定上場株式等の取得対価の額として記載した金額が過大であった場合には、措置法令第25条の13の2第15項の規定により、「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を重ねて提出することができるが、この重ねて提出する「特定上場株式等非課税適用申告書」における特定上場株式等の選択は、次による。</p> <p>(1) 当初において選択した特定上場株式等に該当する上場株式等については、選択を変更することはできない。</p> <p>(2) 当初選択したものに特定上場株式等に該当しないものがあつたこと又は当初記載した取得対価の額が過大であつたことにより、当初その年分において非課税の適用を選択した特定上場株式等の取得対価の額の合計額が減少することとなる部分の取得対価の額については、その年分の他の特定上場株式等から追加して選択するものとする。その年分に他の特定上場株式等がない場合又は当該年分の他の特定上場株式等を選択してもなお当該「減少することとなる部分の取得対価の額」に相当する特定上場株式等を選択しきれない場合には、その翌年以降の年分(平成19年分までに限る。)から順次選択を行うものとする。</p> <p>(取得期間内に取得をした上場株式等の判定)</p> <p>37の14-11 取得期間内に取得をしたものとされる上場株式等に該当するかどうかの判定は、措置法令第25条の13の2第4項の規定によるが、この場合に、次に掲げる事由により取得し引き続き所有していたものとみなされる上場株式等(措置法第37条の14の2第1項から第3項までの規定の適用がある場合における外国合併親法人株式、外国分割承継親法人株式又は外国株式交換完全支配親法人株式を除く。)については、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日を当該上場株式等の取得の日とみなして判定を行うことに留意する。</p> <p>(1) 同条第5項第1号に規定する株式の分割又は併合により取得した上場株式等 その株式の分割又は併合により取得した上場株式等のその取得の基因となった株式等の取得の日</p>
<p>(廃 止)</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>(2) <u>同条第5項第2号に規定する株式無償割当てにより取得した上場株式等 その株式無償割当てにより取得した上場株式等のその取得の基因となった株式等 の取得の日</u></p> <p>(3) <u>同条第5項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等（合併法 人の株式又は合併親法人の株式） その法人の合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式のその取得 の基因となった被合併法人の株式の取得の日</u></p> <p>(4) <u>同条第5項第4号に規定する「投資信託の併合」により取得した上場株式等 その投資信託の併合により取得した新たな投資信託の受益権のその取得の基因と なった投資信託の受益権の取得の日</u></p> <p>(5) <u>同条第5項第5号に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等（分割承 継法人の株式又は分割承継親法人の株式） その法人の分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の その取得の基因となった分割法人の株式の取得の日</u></p> <p>(6) <u>同条第5項第6号に規定する株式交換により取得した上場株式等（株式交換完全 親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人の株式） その株式交換により取得した株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人 の親法人の株式のその取得の基因となった株式の取得の日</u></p> <p>(7) <u>同条第5項第6号に規定する株式移転により取得した上場株式等（株式移転完全 親法人の株式） その株式移転により取得した株式移転完全親法人の株式のその取得の基因となっ た株式の取得の日</u></p> <p>(8) <u>同条第5項第7号に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得した上場株 式等 その取得事由の発生又は取得決議により取得した株式のその取得の基因となった 株式（取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式）の取得の日</u></p> <p><u>（取得期間内に取得した者から相続等により取得した場合）</u></p> <p><u>37の14-12 「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」は、措置法第37条の14第1項 に規定する取得をした者が同項に規定する譲渡をした場合に限り適用があるため、取 得期間内に特定上場株式等を取得した者から相続、贈与又は遺贈により当該特定上場</u></p>

改正後	改正前
(廃止)	<p><u>株式等を取得した者が、平成17年から19年までの間に当該上場株式等を譲渡しても同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(電子データにより交付された取得対価の額を証する書類)</u></p> <p>37の14-13 <u>措置法第37条の14第2項に規定する「取得対価の額を証する書類」が、当該書類を交付する者から電子データにより交付を受けた場合には、当該電子データを印刷したもの（取得対価の額を証する書類の要件を満たすものに限る。）を当該取得対価の額を証する書類として差し支えない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(取得対価の額を証する書類)</u></p> <p>37の14-14 <u>措置法第37条の14第2項に規定する「取得対価の額を証する書類」の内容を一覧表で示すと別表のとおりとなる。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の規定の適用を受けようとする者が死亡した場合)</u></p> <p>37の14-15 <u>「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の適用を受けようとする者が特定上場株式等を譲渡した日の属する年の翌年3月15日以前に死亡した場合には、措置法令第25条の13の2第14項に規定する期限までに、その相続人が「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出するのであるが、その提出に当たっては、所得税法令第263条第1項に規定する事項を記載し、同条第2項及び第3項に規定するところにより提出する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</u></p> <p>37の14-16 <u>措置法第37条の14の規定の適用に当たっては、37の10-8及び37の11-1の取扱いを準用する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(経過的取扱い…特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例についての取扱い)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 48 条の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法第 37 条の 13 の 3 《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定の適用に関する取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の取扱いの例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改正後

改正前

(廃止)

別表

○ 取得対価の額を証する書類（措規18の15の4③）

区分	作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項
イ 証券業者への買付けの委託による購入	証券業者等	当該購入につき作成された取引報告書(※1)、取引残高報告書(※2)「その他これらに類する書類」	①購入年月日、②銘柄、③数、④購入金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥購入に係る有価証券市場の名称、⑦その他の事項
ロ 銀行(登録金融機関を除く。)への買付けの委託による購入 (顧客の書面による注文を受けて行うもの(旧証券取引法65①ただし書))	銀行等	当該購入につき作成されたイの場合の書類に相当する書類(当該銀行が作成したものに限る)「その他これに類する書類」	二
ハ 登録金融機関への買付けの委託による購入	登録金融機関等	当該購入につき作成された取引報告書(※3)、取引残高報告書(※4)「その他これらに類する書類」	①購入年月日、②銘柄、③数、④購入金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥購入に係る有価証券市場の名称、⑦その他の事項
ニ 証券業者からの購入	証券業者等	当該購入につき作成された取引報告書(※1)、取引残高報告書(※2)「その他これらに類する書類」	①購入年月日、②銘柄、③数、④購入金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項
イ 証券業者	証券業者	当該払込みにつき作成さ	①払込年月日、②銘柄

払 込 み	が取扱う上 場株式等の 発行に係る 募集に応じ て行う払込 み	等	れた取引残高報告書(※2) 「その他これに類する書 類」	柄、③数、④払込金額、 ⑤取得者の氏名・住 所、⑥その他の事項
	ロ 登録金融 機関が取扱 う上場株式 等の発行に 係る募集に 応じて行う 払込み	登録金融 機関等	当該払込みにつき作成され た取引残高報告書(※4) 「その他これに類する書 類」	①払込年月日、②銘 柄、③数、④払込金額、 ⑤取得者の氏名・住 所、⑥その他の事項
	ハ 投資信託 委託業者が 自ら設定し た特定株式 投資信託又 は特定不動 産投資信託 の受益権の 発行に係る 募集に応じ て行う払込 み	投資信託 委託業者 (証券業 者、登録金 融機関を 除く。)等	当該払込みにつき作成され た取引報告書(※5)「その 他これに類する書類」	①払込年月日、②銘 柄、③数、④払込金額、 ⑤取得者の氏名・住 所、⑥その他の事項
	ニ 上場株式 等の発行に つき銀行又 は信託会社 がその発行 価額の全額 の払込みを 取り扱うこ ととされて いる場合の	銀行・信託 会社等	当該払込みにつき作成され た上場株式等の「取得対価 の額を証する書類」(当該銀 行又は信託会社が作成した ものに限る)「その他これに 類する書類」	①払込年月日、②銘 柄、③数、④払込金額、 ⑤取得者の氏名・住 所、⑥当該払込みによ る特定上場株式等の 取得が措令25の13の 2②一～三に掲げる 取得に該当しない旨、 ⑦その他の事項

改正後

改正前

区分	作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項
当該発行に係る払込み			
権利行使に係る請求による上場株式等の取得 <u>新株予約権付社債又は転換社債の取得、保管及び請求の全てを同一の証券業者が行った場合</u>	証券業者	当該権利行使に係る請求により取得した上場株式等の「 <u>取得対価の額を証する書類</u> 」	①取得年月日、②銘柄、③数、④新株予約権付社債又は転換社債及び上場株式等の取得に要した金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項
上場株式等償還特約付社債の償還による上場株式等の取得	証券業者	当該償還により取得した上場株式等の「 <u>取得対価の額を証する書類</u> 」	①取得年月日、②銘柄、③数、④当該償還の日における当該上場株式等の価格に相当する金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項
旧証券取引法第2条第22項に規定する有価証券オプション取引の権利の行使又は義務の履行による上場株式等の取得	証券業者等	当該権利の行使又は義務の履行につき作成された <u>取引報告書(※1)、取引残高報告書(※2)</u> 、「これらに相当する書類」	①取得年月日、②銘柄、③数、④当該上場株式等の取得に要した金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項

(注) 証券業者：証券会社（旧証券取引法2⑨）及び外国証券会社（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）第1条の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律2二）

登録金融機関：銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、信用金庫、信用金庫連合会、

労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、証券金融会社その他金融庁長官の指定するもののうち、内閣総理大臣の登録を受けたもの（旧証券取引法65の2③、同令1の9）

投資信託委託業者：内閣総理大臣の認可を受けて投資信託委託業（業として委託者指図型投資信託の委託者となること）を営む者（旧投資信託法2⑯、⑱、6）

※1 旧証券取引法第41条に規定する取引報告書

※2 金融商品取引業等に関する内閣府令附則第6条の規定による廃止前の証券会社に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第32号）別表第8に規定する取引残高報告書

※3 旧証券取引法第65条の2第5項において準用する旧証券取引法第41条に規定する取引報告書

※4 金融商品取引業等に関する内閣府令附則第6条の規定による廃止前の金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令第35号）別表第16に規定する取引残高報告書

※5 旧投資信託法第27条において準用する旧証券取引法第41条に規定する取引報告書

新 旧 対 照 表

第2 「所得税基本通達（法令解釈通達）」

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法第37条《必要経費》関係</p> <p>（林地賦課金）</p> <p>37-33 <u>独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第7条第3項及び第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第21条第1項《賦課金》の規定により受益者が賦課徴収される賦課金（以下37-36までにおいて「受益者が賦課徴収される賦課金」という。）のうち、その受益地の所有者に対し受益面積に応じて賦課される金額（以下37-36において「林地賦課金」という。）は、・・・・。</u></p> <p>（立木賦課金）</p> <p>37-34 受益者が賦課徴収される賦課金のうち、その受益地に生立する山林の所有者に対しその所有する山林の価額に応じて賦課される金額（以下37-36までにおいて「立木賦課金」という。）は、・・・・。</p> <p style="text-align: center;">法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い）</p> <p>57の4-1 ・・・・。</p> <p>なお、この場合において、その株主に交付された一株に満たない端数に相当する数の株式</p>	<p style="text-align: center;">法第37条《必要経費》関係</p> <p>（林地賦課金）</p> <p>37-33 独立行政法人緑資源機構法第21条第1項《賦課金》の規定により受益者が賦課徴収される賦課金のうち、その受益地の所有者に対し受益面積に応じて賦課される金額（以下37-36において「林地賦課金」という。）は、・・・・。</p> <p>（立木賦課金）</p> <p>37-34 <u>独立行政法人緑資源機構法第21条第1項の規定により受益者が賦課徴収される賦課金のうち、その受益地に生立する山林の所有者に対しその所有する山林の価額に応じて賦課される金額（以下37-36までにおいて「立木賦課金」という。）は、・・・・。</u></p> <p style="text-align: center;">法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い）</p> <p>57の4-1 ・・・・。</p> <p>なお、この場合において、その株主に交付された一株に満たない端数に相当する数の株式</p>

改 正 後	改 正 前
<p>については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12 <u>又は第37条の12の2の規定</u>が適用されることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-2</p> <p>なお、この場合において、その株主等に交付された一に満たない端数の株式等については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12 <u>又は第37条の12の2の規定</u>が適用されることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>④, 会社法第167条第3項又は第283条に規定する一株に満たない端数に相当する部分は、<u>令第167条の7第6項の規定</u>により法第57条の4第3項第1号又は第4号に規定する取得をする法人の株式に含まれることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係</p> <p>(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定) 58-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>④</p> <p>(3) 機械及び装置 その機械及び装置の属する減価償却資産の耐用年数等に関する <u>省令の一部を改正する省令(平成20年財務省令第32号)</u> による改正前の耐用年数省令別表第2に掲げる設備の種類区分</p> <p>(4)</p>	<p>については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12、<u>第37条の12の2又は第37条の14の規定</u>が適用されることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-2</p> <p>なお、この場合において、その株主等に交付された一に満たない端数の株式等については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の11の2、第37条の12、<u>第37条の12の2又は第37条の14の規定</u>が適用されることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>④, 会社法第167条第3項又は第283条に規定する一株に満たない端数に相当する部分は、<u>令第167条の7第5項の規定</u>により法第57条の4第3項第1号又は第4号に規定する取得をする法人の株式に含まれることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係</p> <p>(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定) 58-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>④</p> <p>(3) 機械及び装置 その機械及び装置の属する耐用年数省令別表第2に掲げる設備の種類区分</p> <p>(4)</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="206 256 943 292">法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p data-bbox="174 399 315 427"><u>(財産の抛出)</u></p> <p data-bbox="161 437 1111 504">59-1 法第59条第1項第1号に規定する贈与には、<u>一般財団法人</u>の設立を目的とする<u>財産の抛出</u>を含むものとする。</p>	<p data-bbox="1178 256 1915 292">法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p data-bbox="1146 399 1265 427"><u>(寄附行為)</u></p> <p data-bbox="1133 437 2083 504">59-1 法第59条第1項第1号に規定する贈与には、<u>財団法人</u>の設立を目的とする<u>寄附行為</u>を含むものとする。</p>

新 旧 対 照 表

第3 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（収用等又は換地処分等があった日）</p> <p>33-7</p> <p>(1)</p> <p>(2) 資産について土地区画整理法第103条第1項《換地処分》（新都市基盤整備法第41条《換地処分等》及び大都市地域住宅等供給促進法第83条《土地区画整理法の準用》において準用する場合を含む。）、新都市基盤整備法第40条《一括換地》又は土地改良法第54条第1項《換地処分》（<u>独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第16条《土地改良法の準用》又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条《土地改良法の準用》において準用する場合を含む。）の規定による換地処分があった場合</u> 土地区画整理法第103条第4項（新都市基盤整備法第41条及び大都市地域住宅等供給促進法第83条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第54条第4項（<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第16条又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正す</u></p>	<p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（収用等又は換地処分等があった日）</p> <p>33-7</p> <p>(1)</p> <p>(2) 資産について土地区画整理法第103条第1項《換地処分》（新都市基盤整備法第41条《換地処分等》及び大都市地域住宅等供給促進法第83条《土地区画整理法の準用》において準用する場合を含む。）、新都市基盤整備法第40条《一括換地》又は土地改良法第54条第1項《換地処分》（<u>独立行政法人緑資源機構法第16条《土地改良法の準用》</u>において準用する場合を含む。）の規定による換地処分があった場合 土地区画整理法第103条第4項（新都市基盤整備法第41条及び大都市地域住宅等供給促進法第83条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第54条第4項（<u>独立行政法人緑資源機構法第16条</u>において準用する場合を含む。）の規定による換地処分の公告のあった日の翌日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る法律附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法第23条において準用する場合を含む。) の規定による換地処分¹の公告のあった日の翌日</p> <p>(3) 資産について土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法又は農住組合法による交換分合が行われた場合</u> 土地改良法第98条第10項又は第99条第12項《土地改良区の交換分合計画の決定手続》(同法第100条第 2 項《農業協同組合等の交換分合計画の決定手続》及び第100条の 2 第 2 項《市町村の交換分合計画の決定手続》、農業振興地域の整備に関する法律第13条の 5 《土地改良法の準用》、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法第17条《土地改良法の準用》、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第 3 項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法第24条《土地改良法の準用》並びに農住組合法第11条《土地改良法の準用》において準用する場合を含む。) の規定により公告があつた交換分合計画において所有権等が移転等をする日として定められている日</u></p> <p>(4)</p> <p>措置法第 3 4 条の 2 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(2 以上の年に譲渡している場合の措置法第 34 条との適用関係)</p> <p>34 の 2 -19 措置法第 34 条の 2 第 2 項第 1 号、第 7 号から第 11 号までの規定に該当する</p>	<p>(3) 資産について土地改良法、農業振興地域の整備に関する法律、<u>独立行政法人緑資源機構法又は農住組合法による交換分合が行われた場合</u> 土地改良法第98条第10項又は第99条第12項《土地改良区の交換分合計画の決定手続》(同法第100条第 2 項《農業協同組合等の交換分合計画の決定手続》及び第100条の 2 第 2 項《市町村の交換分合計画の決定手続》、農業振興地域の整備に関する法律第13条の 5 《土地改良法の準用》、<u>独立行政法人緑資源機構法第17条《土地改良法の準用》並びに農住組合法第11条《土地改良法の準用》</u>において準用する場合を含む。) の規定により公告があつた交換分合計画において所有権等が移転等をする日として定められている日</p> <p>(4)</p> <p>措置法第 3 4 条の 2 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(2 以上の年に譲渡している場合の措置法第 34 条との適用関係)</p> <p>34 の 2 -19 措置法第 34 条の 2 第 2 項第 1 号、第 7 号から第 11 号までの規定に該当する買取</p>

改 正 後	改 正 前
<p>買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合、・・・・・・・・。</p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(仮換地に係る面積制限)</p> <p>37-11の5 土地区画整理法(新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。)又は土地改良法(独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法において準用する場合を含む。)による仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第37条第1項の規定の適用については、・・・・・・・・。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の事業用の判定)</p> <p>37-21の2 土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改良法による土地改良事業、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イ《業務の範囲》の事業の施行地区内にある従前の宅地又は従前の土地(当該宅地又は土地の上に存する権利を含むものとし、以下この項及び次項において「従前の宅地等」という。)</u>を譲渡した場合(換地処分により譲渡した場合を除く。)において、・・・・・・・・。</p>	<p>りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合、・・・・・・・・。</p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(仮換地に係る面積制限)</p> <p>37-11の5 土地区画整理法(新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。)又は土地改良法(<u>独立行政法人緑資源機構法において準用する場合を含む。</u>)による仮換地の指定を受けた土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法第37条第1項の規定の適用については、・・・・・・・・。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の事業用の判定)</p> <p>37-21の2 土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改良法による土地改良事業又は<u>独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業の施行地区内にある従前の宅地又は従前の土地(当該宅地又は土地の上に存する権利を含むものとし、以下この項及び次項において「従前の宅地等」という。)</u>を譲渡した場合(換地処分により譲渡した場合を除く。)において、・・・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)</p> <p>37-21の3 土地区画整理法（新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。）又は土地改良法（<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる廃止前の独立行政法人緑資源機構法又は独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定により独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行後もなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法</u>において準用する場合を含む。）による仮換地等の指定があった後において取得した従前の宅地等が、</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>措置法第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(民間都市開発推進機構からの譲受けの契約方式)</p> <p>37の9の2-5 措置法第37条の9の2第1項第2号に規定する所有隣接土地等の譲渡及び民間都市開発推進機構（<u>公益財団法人であるものに限る。以下37の9の2-7までにおいて同じ。</u>）からの土地建物等の譲受けの方法は、</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)</p> <p>37-21の3 土地区画整理法（新都市基盤整備法及び大都市地域住宅等供給促進法において準用する場合を含む。）又は土地改良法（<u>独立行政法人緑資源機構法</u>において準用する場合を含む。）による仮換地等の指定があった後において取得した従前の宅地等が、</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.</p> <p>措置法第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(民間都市開発推進機構からの譲受けの契約方式)</p> <p>37の9の2-5 措置法第37条の9の2第1項第2号に規定する所有隣接土地等の譲渡及び民間都市開発推進機構からの土地建物等の譲受けの方法は、</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p>

改正後	改正前
<p>⑥ 「公益財団法人」とは、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般財団法人であって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けたもの及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項に規定する一般財団法人で同法第106条第1項による移行の登記をした法人をいう。</u></p> <p>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（換地処分等により取得した資産を譲渡した場合）</p> <p>39-3 ……、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改良法による土地改良事業、<u>独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業、独立行政法人森林総合研究所法附則第11条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イ《業務の範囲》の事業、都市再開発法による市街地再開発事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業が施行された場合において取得した換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産、施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を譲渡したときも、……。</u></p>	<p>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（換地処分等により取得した資産を譲渡した場合）</p> <p>39-3 ……、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、土地改良法による土地改良事業、<u>独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業、都市再開発法による市街地再開発事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業が施行された場合において取得した換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産、施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を譲渡したときも、……。</u></p>

改正後

改正前

別表1
優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

別表1
優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）

1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）

譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
-------	---------------	-----	------	-----

譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
-------	---------------	-----	------	-----

②、 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニに掲げる土地の譲渡に該当するものを除く。）	土地等の買取りをする者（※の(2)の法人が買取りをする場合には、その法人に係る※の(2)の地方公共団体の長、※の(3)、(4)、(5)又は.	※ (1) (2) <u>公益社団法人（その社員総会における議決権の全部が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その拠出をされた金額の全額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）のうち次に掲げる要件を満たすもの</u>
---	-----------	--	-----------	---

②、 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号ニに掲げる土地の譲渡を除く。）	土地等の買取りをする者（※の(2)の法人が買取りをする場合には、その法人を所轄する地方公共団体の長、※の(3)、(4)、(5)又は.	※ (1) (2) <u>民法第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げる要件を満たすもの</u> イ <u>その出資金額又は拠出をされた金額の全額が地方公共団体により出資又は拠</u>
--	-----------	--	-----------	---

イ ……。
ロ 当該地方公共団体の管理の下にイに規定する業務を行っていること。

(3) ……同法第 13 条の 2 第 1 項に規定する沿道整備推進機構（公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の 2 分の 1 以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の 2 分の 1 以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、そ

出をされていること。

ロ ……。
ハ 当該地方公共団体の管理の下にロに規定する業務を行っていること。

(3) ……同法第 13 条の 2 第 1 項に規定する沿道整備推進機構

改 正 後					改 正 前					
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	
				<u>の法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。)</u> (4) ……同法第300条第1項に規定する防災街区整備推進機構(公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。))又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体						(4) ……同法第300条第1項に規定する防災街区整備推進機構(民法第34条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、……

により拠出を
されているも
のに限る。)で
あつて、その定
款において、…
…

(5) ……同
法第51条第1項
に規定する中心
市街地整備推進
機構(公益社団
法人(その社員
総会における
議決権の総数
の2分の1以
上の数が地方
公共団体によ
り保有されて
いるものに限
る。)又は公益
財団法人(その
設立当初にお
いて拠出をさ
れた金額の2
分の1以上の
金額が地方公
共団体により
拠出をされて
いるものに限
る。)であつて、
その定款にお
いて、……

(6) ……同
法第73条第1
項に規定する
都市再生整備

(5) ……同
法第51条第1項
に規定する中心
市街地整備推進
機構(民法第34
条の規定によ
り設立された
法人でその設
立当初におい
て拠出をされ
た金額の2分
の1以上の金
額が地方公共
団体により拠
出され、かつ、
その寄附行為
又は定款にお
いて、……

(6) ……同
法第73条第1
項に規定する
都市再生整備

改 正 後					改 正 前					
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	
				<p>推進法人(公益 社団法人(その 社員総会にお ける議決権の 総数の2分の 1以上の数が 地方公共団体 により保有さ れているもの に限る。)又は 公益財団法人 (その設立当 初において拠 出をされた金 額の2分の1 以上の金額が 地方公共団体 により拠出を されているも のに限る。) であって、その 定款におい て、……</p>						<p>推進法人(民法 第34条の規定 により設立さ れた法人でそ の設立当初に おいて拠出を された金額の 2分の1以上 の金額が地方 公共団体によ り拠出をされ、 かつ、その 寄附行為又は 定款におい て、……</p>
⑦ ……	<p>(イ) …… (ロ) …… (ハ) 都市再生 事業の用に 供するため に買い取っ た旨を証す る書類(土 地等の買取</p>	<p>…… …… 土地等の買 取をする者</p>	<p>……</p>	<p>※ …… (1) …… (2) …… (3) ……</p>	⑦ ……	<p>(イ) …… (ロ) …… (ハ) 都市再生 事業の用に 供するため に買い取っ た旨を証す る書類(協 定に基づき</p>	<p>…… …… 土地等の買 取をする者 (独立行政 法人都市再 生機構)</p>	<p>……</p>	<p>※ …… (1) …… (2) …… (3) ……</p>	

	<p>りをする者が独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類)</p>			
⑧	<p>(イ) (ロ) (ハ) 都市再生事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（土地等の買取りをする者が独立行政法人都市再生機構である場合には、当該書類及び協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類)</p>	<p>. 土地等の買取をする者</p>	<p>.</p>	<p>※ (1) (2) (3)</p>

	<p>買い取ったものである旨を証する書類)</p>			
⑧	<p>(イ) (ロ) (ハ) 都市再生事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類)</p>	<p>. 土地等の買取をする者 （独立行政法人都市再生機構）</p>	<p>.</p>	<p>※ (1) (2) (3)</p>

改正後			
2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）			
(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡			
区分	添付すべき証明書類	発行者	備考
①	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ) 国土交通大臣又は国土交通大臣の指定する二般社団法人若しくは一般財団法人(※)	※
②	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ) 国土交通大臣又は国土交通大臣の指定する二般社団法人若しくは一般財団法人	※

改正前			
2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）			
(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡			
区分	添付すべき証明書類	発行者	備考
①	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ) 国土交通大臣又は国土交通大臣の指定する民法第34条の規定により設立された法人(※)	※
②	(イ) A B (ロ) A B (ハ) (ニ) 国土交通大臣又は国土交通大臣の指定する民法第34条の規定により設立された法人	※

改正後				
別表2				
収用証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
⑪ 国、地方公共団体、土地改良区	
⑭) のために土地その他の資産を買取られた場合(51の3)に該当する場合を除く。)(※1)	(イ) (ロ)	※1 ※2
(廃止)				
⑤⑩ (イ) (ロ) (ハ)	措置法規則 14条5項5 号の6	
⑤⑩の2 (イ) (ロ)	措置法規則 14条5項5	

改正前				
別表2				
収用証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
⑪ 国、地方公共団体、 <u>独立行政法人緑資源機構</u> 、土地改良区	
⑭) のために土地その他の資産を買取られた場合(52の3)に該当する場合を除く。)(※1)	(イ) (ロ)	※1 ※2
⑤⑩ <u>独立行政法人緑資源機構</u> 第27条第1項において準用する土地改良法第120条《急迫の際の使用》の規定に基づいて、当該資産が収用され又は使用されたとき	これらの規定に基づく旨の証明	<u>独立行政法人緑資源機構の長</u>	措置法33条1項1号・2号 措置法規則14条5項5号の6	
⑤⑩ (イ) (ロ) (ハ)	措置法規則 14条5項5 号の7	
⑤⑩の2 (イ) (ロ)	措置法規則 14条5項5	

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
(ハ)			号の7		(ハ)			号の8	
<u>50の3</u>又は土地の上に存する権利(以下 <u>51の3</u> までにおいて「土地等」という。)が買い取られた場合 措置法規則 14条5項5 号の8		<u>51の3</u>又は土地の上に存する権利が買い取られた場合 措置法規則 14条5項5 号の9	
<u>51</u>	(イ) (ロ) 措置法規則 14条5項5 号の9		<u>52</u>	(イ) (ロ) 措置法規則 14条5項5 号の10	
<u>51の2</u>土地区画整理事業に係る公共施設の用地に充てるため土地等が買取られた場合	(イ) (ロ) 措置法規則 14条5項5 号の10		<u>52の2</u>土地区画整理事業に係る公共施設の用地に充てるため土地又は土地の上に存する権利が買取られた場合	(イ) (ロ) 措置法規則 14条5項5 号の11	
<u>51の3</u> 措置法規則 14条5項5 号の11		<u>52の3</u> 措置法規則 14条5項5 号の12	
<u>52</u>		<u>53</u>	
<u>53</u>	※1 ※2	<u>54</u>	※1 ※2
<u>54</u>		<u>55</u>	
<u>55</u>		<u>56</u>	
<u>56</u>		<u>57</u>	
<u>57</u>		<u>58</u>	
<u>58</u>、土地改良法又は農地振興地域の整備に関する法律の、 土地改良事業 又は農業振興		<u>59</u>、土地改良法、独立行政法人緑資源機構法又は農地振興地域の整備に関する法律の、 土地改良事業、 独立行政	

		地域の整備に関する法律・		
・ ・ ・ ・	⑤⑨。	※	
	⑥⑩。		
	⑥⑪	(イ)。 (ロ)。 (ハ)		
・ ・ ・ ・	⑥⑫ イ 土地等が①から⑤⑩の②まで又は⑤⑩から⑥⑪までに該当したことに伴い、..... ロ ⑤⑨から⑥⑭までの規定又は.....	※
・ ・ ・ ・	⑥⑬ (②から④⑨までに該当する.....)。。	
	⑥⑭	
	⑥⑮	

		法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ若しくは第8号の事業又は農業振興地域の整備に関する法律・		
・ ・ ・ ・	⑥⑩。	※	
	⑥⑪。		
	⑥⑫	(イ)。 (ロ)。 (ハ)		
・ ・ ・ ・	⑥⑬ イ 土地等が①から⑤⑪の②まで又は⑤⑪から⑥⑫までに該当したことに伴い、..... ロ ⑤⑨から⑥⑭までの規定又は.....	※
・ ・ ・ ・	⑥⑭ (②から④⑩までに該当する.....)。。	
	⑥⑮	
	⑥⑯	

改正後

別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
⑥(地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体(※)を含む。)に <u>買い取られる場合</u>	※
⑦	(イ) (ロ) A B	※1 沿道整備推進機構は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出を

改正前

別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
⑥(地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体(※)を含む。)又は <u>成田国際空港株式会社に買い取られる場合</u>	※
⑦	(イ) (ロ) A B	

(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) <u>緩衝建築物</u> <u>(※3)の整備</u> <u>に関する事業</u> で、 ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・				されているも のに限る。)で あって、その 定款におい て、その法人 が解散した場 合にその残余 財産が地方公 共団体又は当 該法人と類似 の目的をもつ 他の公益を目的 とする事業 を行う法人に 帰属する旨の 定めがあるも のに限る。 ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) <u>緩衝建築物</u> <u>(※2)の整備</u> <u>に関する事業</u> で、 ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・				※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・
⑧ ・ ・ ・ ・ ・ <u>密</u> <u>集市街地にお</u> <u>ける防災街区</u> <u>の整備の促進</u> <u>に関する法律</u> <u>第300条第1項</u> <u>に規定する防</u> <u>災街区整備推</u> <u>進機構(※1)</u> <u>が同法第2条</u> <u>第2号に掲げ</u> <u>る ・ ・ ・ ・ ・、こ</u> <u>れらの者に買</u> <u>い取られる場</u> <u>合(※2)</u> (イ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※1 <u>防災街区</u> <u>整備推進機構</u> <u>は、公益社団法</u> <u>人(その社員総</u> <u>会における議</u> <u>決権の総数の</u> <u>2分の1以上</u> <u>の数が地方公</u> <u>共団体により</u> <u>保有されてい</u> <u>るものに限</u> <u>る。)又は公益</u> <u>財団法人(その</u> <u>設立当初にお</u> <u>いて拠出をさ</u> <u>れた金額の2</u>	⑧ ・ ・ ・ ・ ・ <u>密</u> <u>集市街地にお</u> <u>ける防災街区</u> <u>の整備の促進</u> <u>に関する法律</u> <u>第300条第1項</u> <u>に規定する防</u> <u>災街区整備推</u> <u>進機構が同法</u> <u>第2条第2号</u> <u>に掲げる ・ ・ ・ ・ ・、</u> <u>これらの者に</u> <u>買い取られる</u> <u>場合(※1)</u> (イ) ・ ・ ・ ・ ・	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) 延焼防止建築物(※3) の整備に関する事業で、 ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・				分の1以上の金額が地方公共団体により <u>拠出をされているものに限る。</u>)であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。 ※2 ・ ・ ・ ・ ・ ※3 ・ ・ ・ ・ ・	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) 延焼防止建築物(※2) の整備に関する事業で、 ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・				※1 ・ ・ ・ ・ ・ ※2 ・ ・ ・ ・ ・
⑨ ・ ・ ・ ・ ・ 中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項に規定する <u>中心市街地整備推進機構(※1)</u> が同法第16条第1項に規定する・ ・ ・ ・ ・、こ	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※1 中心市街地整備推進機構は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに	⑨ ・ ・ ・ ・ ・ 中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項に規定する <u>中心市街地整備推進機構</u> が同法第16条第1項に規定する・ ・ ・ ・ ・、これらの者に	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

<p>これらの者に買 い取られる場 合(※2)</p> <p>(イ) (ロ) (ハ)</p>				<p>限る。)又は公 益財団法人(そ の設立当初に おいて抛出を された金額の 2分の1以上 の金額が地方 公共団体によ り抛出をされ ているものに 限る。)であつ て、その定款 において、そ の法人が解散 した場合にそ の残余財産が 地方公共団体 又は当該法人 と類似の目的 をもつ他の公 益を目的とす る事業を行う 法人に帰属す る旨の定めが あるものに限 る。</p> <p>※2</p>	<p>買い取られる 場合(※)</p> <p>(イ) (ロ) (ハ)</p>				
<p>⑩景 観法第92条第 1項に規定す る景観整備機 構(※1)が同 法第8条第1 項に規定す る.、こ れらの者に買</p>	<p>(イ) (ロ) A B</p>	<p>. ⑩ 当該地方公 共団体の長</p>	<p>.</p>	<p>※1 景観整備 機構は、公益 社団法人(その 社員総会にお ける議決権の 総数の2分の 1以上の数が 地方公共団体 により保有さ</p>	<p>⑩景 観法第92条第 1項に規定す る景観整備機 構が同法第8 条第1項に規 定する.、 これらの者に 買い取られる</p>	<p>(イ) (ロ) A B</p>	<p>. ⑩ 地方公共団 体の長</p>	<p>.</p>	<p>※</p>

改正後					改正前					
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考	
い取られる場合(※2)				<p>れているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</p> <p>※2 ……。</p>	場合(※)					
① ……都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人(※	(イ) …… (ロ) …… A …… B ……	……	……	<p>※1 都市再生整備推進法人は、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の</p>	① ……都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人が	(イ) …… (ロ) …… A …… B ……	……	……	……	……
									※ ……。	

<p>1)が同法第46条第1項に規定する……、これらの者に<u>買い取られる場合</u> (※2)</p>				<p>2分の1以上の数が<u>地方公共団体により保有されているものに限る。</u>又は<u>公益財団法人(その設立当初において<u>拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)</u>であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が<u>地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</u> ※2 ……。</u></p>	<p>同法第46条第1項に規定する……、これらの者に<u>買い取られる場合</u> (※)</p>				<p>※ ……。</p>
<p>11の2) <u>地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向</u></p>	<p>(1) <u>当該事業が左欄に掲げる事業である旨を証する書類</u></p>	<p><u>地方公共団体の長</u></p>	<p>措置法 34 条の2 2項 11号の2 措置法規則</p>	<p>※1 <u>歴史的風致維持向上支援法人は、公益社団法人(そ</u></p>	<p>(新設)</p>				

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
<u>上に関する法律第34条第1項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（※1）</u> <u>が同法第12条第1項に規定する認定重点区域における同法第8条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（※2）</u>	(四) <u>次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる書類</u> A <u>当該土地等の買取りをする者が地方公共団体である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買ったものである旨を証する書類</u> B <u>当該土地等の買取りをする者が歴史的風致維持向上支援法人である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該歴史的風致維持向上支援法人である旨を証する書類</u>	<u>当該地方公共団体の長</u> <u>当該歴史的風致維持向上支援法人を歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</u>	<u>17条の2</u> <u>1項14号</u>	<u>の社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出されているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</u> ※2 当該事業					

が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。

				が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。					
⑫ (イ) (ロ)	(イ) (ロ) A B C (A) (B) <u>措置法規則</u> <u>17条の2</u> <u>1項15号</u>	※1 (1) (2) ※2 ※3	⑫ (イ) (ロ) (ハ) <u>岩手県の作成した北上中部地区の開発に関する計画</u>	(イ) (ロ) A B C (A) (B) <u>措置法規則</u> <u>17条の2</u> <u>1項14号</u>	※1 (1) (2) ※2 ※3
⑬ (イ) (ロ) (ハ) A B C (ニ) (ホ)	(イ) (ロ) <u>措置法規則</u> <u>17条の2</u> <u>1項16号</u>	※1 (1) イ ロ ハ (2) <u>中小小売商業振興法第4条第6項に規定する一般社団法人等であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共</u>	⑬ (イ) (ロ) (ハ) A B C (ニ) (ホ)	(イ) (ロ) <u>措置法規則</u> <u>17条の2</u> <u>1項15号</u>	※1 (1) イ ロ ハ (2) <u>中小小売商業振興法第4条第6項に規定する公益法人のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</u> イ <u>その拠出をされた金額の</u>

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
				<p>団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上</p>					<p>3分の1を超える金額が2以上の地方公共団体により拠出をされていること。</p> <p>ロ その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされていること。</p>

の数が一
の地方公
共団体に
より保有
されている
公益社
団法人で
あるこ
と。

ハ その拠
出をされ
た金額の
3分の1
を超える
金額が地
方公共団
体により
拠出をさ
れている
公益財団
法人であ
ること。

ニ その拠
出をされ
た金額の
4分の1
以上の金
額が一の
地方公共
団体によ
り拠出を
されている
公益財
団法人で
あるこ
と。

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。					※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。
13の2 …… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… A …… B …… C …… (ホ) ……	(イ) …… (ロ) ……	…	措置法規則 17条の2 1項17号	※1 …… (1) …… イ …… ロ …… ハ …… (2) 中心市街 地活性化法 第7条第7 項第7号に 掲げる一般 社団法人等 であつて、 その定款に おいて、そ の法人が解 散した場合 にその残余 財産が地方 公共団体又 は当該法人 と類似の目 的をもつ他 の公益を目 的とする事 業を行う法 人に帰属す る旨の定め があるもの のうち、次	13の2 …… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… A …… B …… C …… (ホ) ……	(イ) …… (ロ) ……	…	措置法規則 17条の2 1項16号	※1 …… (1) …… イ …… ロ …… ハ …… (2) 中心市街 地活性化法 第7条第7 項第7号に 掲げる公益 法人のうち、 次に掲げる 要件のいず れかを満た すもの イ その拠 出をされ た金額の 3分の1 を超える 金額が2 以上の地 方公共団 体により 拠出をさ れている こと。 ロ その拠 出をされ

に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

ハ その拠出をされた金額の

た額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされていること。

改 正 後					改 正 前					
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	
				<u>3分の1</u> <u>を超える</u> <u>金額が地</u> <u>方公共団</u> <u>体により</u> <u>拠出をさ</u> <u>れている</u> <u>公益財団</u> <u>法人であ</u> <u>ること。</u> 三 <u>その拠</u> <u>出をされ</u> <u>た金額の</u> <u>4分の1</u> <u>以上の金</u> <u>額が一の</u> <u>地方公共</u> <u>団体によ</u> <u>り拠出を</u> <u>されてい</u> <u>る公益財</u> <u>団法人で</u> <u>あるこ</u> <u>と。</u>						
				※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。					※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。	
<u>13の3</u> …… (イ) ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	…… <u>措置法規則</u> <u>17条の2</u> <u>1項18号</u>	※1 ……。 (1) …… イ …… 若しくは 出資金額	<u>13の3</u> …… (イ) ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	…… <u>措置法規則</u> <u>17条の2</u> <u>1項17号</u>	※1 ……。 (1) …… イ …… 若しくは 出資金額	

C ……。
(ハ) ……。

の3分の2以上が地方公共団体により所有され若しくは……。

ロ ……。
ハ ……。

(2) 公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす

C ……。
(ハ) ……。

の3分の2以上が地方公共団体若しくは日本政策投資銀行により所有され若しくは……。

ロ ……。
ハ ……。

(2) 民法第34条の規定により設立された法人のうち、次の要件のいずれかを満たすもの

イ その拠出をされた金額の3分の1を超える金額が2以上の地方公共団体により拠出されていること。

ロ その拠出をされた金額の4分の1

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
				<u>もの</u> <u>イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</u> <u>ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</u> <u>ハ その拠出をされた金額の3分の1</u>					<u>以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされていること。</u>

				<p>を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>三 その拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</p> <p>※2 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>イ ……</p> <p>ロ ……</p> <p>(2) ……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(4) ……。</p>						<p>※2 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>イ ……</p> <p>ロ ……</p> <p>(2) ……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>(4) ……。</p>
⑭	(イ) ……	……	……	※ ……。	⑭	(イ) ……	……	……	※ ……。	
	(ロ) ……	……	措置法規則	(1) ……。		(ロ) ……	……	措置法規則	(1) ……。	
			17条の2	(2) ……。				17条の2	(2) ……。	
			1項19号					1項18号		
⑮	(イ) ……	……	……	※ ……。	⑮	(イ) ……	……	……	※ ……。	
	(ロ) ……	……	措置法規則	(1) ……。		(ロ) ……	……	措置法規則	(1) ……。	

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
(四) ……。			<u>17条の2</u> <u>1項20号</u>	(2) <u>公益社団</u> <u>法人又は公</u> <u>益財団法人</u> <u>であって、</u> <u>その定款に</u> <u>おいて、そ</u> <u>の法人が解</u> <u>散した場合</u> <u>にその残余</u> <u>財産が地方</u> <u>公共団体又</u> <u>は当該法人</u> <u>と類似の目</u> <u>的をもつ他</u> <u>の公益を目</u> <u>的とする事</u> <u>業を行う法</u> <u>人に帰属す</u> <u>る旨の定め</u> <u>があるもの</u> <u>のうち、次</u> <u>に掲げる要</u> <u>件のいづれ</u> <u>かを満たす</u> <u>もの</u> イ <u>その社</u> <u>員総会に</u> <u>おける議</u> <u>決権の総</u> <u>数の2分</u> <u>の1以上</u> <u>の数が地</u> <u>方公共団</u> <u>体により</u>	(四) ……。			<u>17条の2</u> <u>1項19号</u>	(2) <u>民法第34</u> <u>条の規定に</u> <u>より設立さ</u> <u>れた法人の</u> <u>うち、次に</u> <u>掲げる要件</u> <u>のいずれか</u> <u>を満たすも</u> <u>の</u> イ <u>その拠</u> <u>出をされ</u> <u>た金額の</u> <u>2分の1</u> <u>以上の金</u> <u>額が地方</u> <u>公共団体</u> <u>により拠</u> <u>出をされ</u> <u>ているこ</u> <u>と。</u> ロ <u>その拠</u> <u>出をされ</u> <u>た金額の</u> <u>4分の1</u> <u>以上の金</u> <u>額が一の</u> <u>地方公共</u> <u>団体によ</u> <u>り拠出を</u> <u>されてい</u> <u>ること。</u>

保有されて
いる公益
社団法人
である
こと。

ロ その社
員総会に
おける議
決権の総
数の4分
の1以上
の数が一
の地方公
共団体に
より保有
されている
公益社
団法人で
あるこ
と。

ハ その拠
出をされ
た金額の
2分の1
以上の金
額が地方
公共団体
により拠
出をされ
ている公
益財団法
人である
こと。

三 その拠
出をされ

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
				<u>た金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。</u>					
⑩	(イ) …… (ロ) ……	…	措置法規則 17条の2 1項21号		⑩	(イ) …… (ロ) ……	…	措置法規則 17条の2 1項20号	
⑪	…	…	措置法規則 17条の2 1項22号		⑪	…	…	措置法規則 17条の2 1項21号	
⑫	…	…	措置法規則 17条の2 1項23号		⑫	…	…	措置法規則 17条の2 1項22号	
⑬	(イ) ……その他法人税法別表第1に掲げる法人で… … (ロ) ……	…	措置法規則 17条の2 1項24号	※ ……。	⑬	(イ) ……その他法人税法別表第1第1号に掲げる法人で… … (ロ) ……	…	措置法規則 17条の2 1項23号	※ ……。
⑭	…	…	措置法規則 17条の2		⑭	…	…	措置法規則 17条の2	

			1項25号 イ				1項24号 イ	
20の2 措置法規則 17条の2 1項25号 ロ	※1、 国、地方公共 団体、措置法 第34条の2第 2項第9号に 規定する中心 市街地整備推 進機構及び。 ※2 措置法規則 17条の2 1項24号 ロ	※1、 国、地方公共 団体、中心市 街地活性化法 第51条第1項 に規定する中 心市街地整備 推進機構及び。 ※2
21	(イ) A B C D E (ニ) (ホ) (ハ)	(イ) A B (ロ) 措置法規則 17条の2 1項26号	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8	21	(イ) A B (ロ) A B C D E (ハ) (ニ) (ホ) (ハ) 措置法規則 17条の2 1項25号	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8
22	(イ) (ロ) A B	(イ) (ロ) A B 措置法規則 17条の2 1項27号	※ (1) (2)	22	(イ) (ロ) A B 措置法規則 17条の2 1項26号	※ (1) (2)
23	(イ) (ロ) A B	(イ) (ロ) A B 措置法規則 17条の2 1項28号	※ (1) (2)	23	(イ) (ロ) A B 措置法規則 17条の2 1項27号	※ (1) (2)
24	(イ) (ロ)	(イ) (ロ) 措置法規則		24	(イ) (ロ) 措置法規則	

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
			<u>17条の2</u> <u>1項29号</u>					<u>17条の2</u> <u>1項28号</u>	
㊸、 同項に規定する農地保有合理化法人（※1）に買い取られる場合	(イ)の 規定による通知をしたことを証する書類（※2） (ロ) (ハ) <u>当該土地等の買取りをする者が農地保有合理化法人に該当する旨を証する書類（買取りをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）</u> 都道府県知事 <u>措置法令22条の8 33項</u> <u>措置法規則17条の2</u> <u>1項30号</u>	※1 農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当	㊸、 同項に規定する農地保有合理化法人に買い取られる場合	(イ)の 規定による通知をしたことを証する書類（※） (ロ) 都道府県知事 <u>措置法規則17条の2</u> <u>1項29号</u>	

				<p>該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。 ※ 2</p>
--	--	--	--	--

				<p>※</p>
--	--	--	--	--------------------

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項《定義》に規定する農地保有合理化法人(※)に対し、	(イ) (ロ) A (A) (B) B (A) (B) (ハ) 当該農地等の買入れをする者が農地保有合理化法人に該当する旨を証する書	. 都道府県知事 措置法令 22 条の 9 1 項 1 号	※ 農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されて

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
④ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項《定義》に規定する農地保有合理化法人に対し、	(イ) (ロ) A (A) (B) B (A) (B) 措置法令 22 条の 9 1 号

改 正 後					改 正 前					
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	
	<u>類（買入れをする者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）</u>			<u>いるものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</u>						
⑤	(イ) (ロ) A B 措置法令 22 条の9 1 項2号	※	⑤	(イ) (ロ) A B 措置法令 22 条の9 2 号	※	
<hr/>					<hr/>					

<p>(廃止)</p>					<p>⑪ <u>土地等(※1)につき独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イ《業務の範囲》の事業(※2)が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第16条第2項《換地計画》において準用する土地改良法第54条の2第4項《換地処分の効果及び清算金》に規定する清算金(当該土地等について、独立行政法人緑資源機構法第15条第6項《特定地域整備事業実施計画》において準用する土地改良法第8条第5項第2号《審査及び公告等》に規定する施設の用若しくは同項第3号に規定する農</u></p>	<p>左の事業に係る特定地域整備事業実施計画において準用する土地改良法第8条第5項第2号若しくは第3号《審査及び公告等》に掲げる要件を満たす同項の非農用地区域を定め、又は独立行政法人緑資源機構法第16条第2項において準用する土地改良法第53条の3の2第1項第1号に規定する農用地に供することを予定している旨及び清算金の支払いをした旨を証する書類</p>	<p>独立行政法人緑資源機構の長</p>	<p>措置法34条の3 2項7号 措置法規則18条4項11号</p>	<p>※1 「土地等」とは、独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イに規定する農用地及び農用地の上に存する権利に限る。また、「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。 ※2 農用地の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業(これらの事業と併せて行う農用地間における地目変更の事業を含む。)をいう。</p>
-------------	--	--	--	--	---	--	----------------------	--	---

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
						<u>用地以外の用途に供する土地又は独立行政法人緑資源機構法第16条第2項において準用する土地改良法第53条の3の2第1項第1号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため独立行政法人緑資源機構法第16条第2項において準用する土地改良法第53条の2の2第1項《換地を定めない場合等の特例》の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的と</u>			

					なるべく土地 若しくはその 部分が定めら れなかったこ とにより支払 われるものに 限る。)を取得 するとき				
⑪	措置法34条 の3 2項 7号 措置法規則 18条4項11 号		⑫	措置法34条 の3 2項 8号 措置法規則 18条4項12 号	
⑫	措置法34条 の3 2項 8号 措置法規則 18条4項12 号	※	⑬	措置法34条 の3 2項 9号 措置法規則 18条4項13 号	※
⑬	措置法34条 の3 2項 9号 措置法規則 18条4項13 号		⑭	措置法34条 の3 2項 10号 措置法規則 18条4項14 号	
⑭	措置法34条 の3 2項 10号 措置法規則 18条4項14 号		⑮	措置法34条 の3 2項 11号 措置法規則 18条4項15 号	